

公 示 公 告

令和2年8月3日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

- 1 件名 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則の改正部分の英訳業務
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添のとおり（調達資料1のとおり）
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添のとおり（調達資料1のとおり）

見積り合せ要領

件名：国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の改正部分の英訳業務

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和2年8月3日に公示公告した「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則の改正部分の英訳業務」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書の本調達手續以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに参加する者に必要な資格等

最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

3 見積り合せに付する事項

(1) 件名 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則の改正部分の英訳業務

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり。なお、見本については次の場所で閲覧可能である。

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和2年9月25日（金）正午まで（郵送、電子メール又はファクシミリによる提出可）

※電子メール又はファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

3(2)と同じ場所

(4) 技術審査

参加者は、履行能力を審査するために別添「技術審査要領」に従い、技術審査願を令和2年9月1日（火）正午までに提出してください。

なお、技術審査に不合格になったものは本件見積り合わせに参加することはできません。

4 参加者は、上記3(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、本件業務に要する一切の諸経費を含めた金額とし、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額（10%）を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

5 見積書の提出期限（3(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

6 契約の相手方について

- (1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とします。
- (2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。
- (3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面又は電子メールによることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当：安達）

電子メール Adachi.Kumi050@courts.jp(cc: Baba.kensaku177@courts.jp)

ファクシミリ 03-3234-0923

※電子メール又はファクシミリによる場合は、事前に電話連絡（ダイヤルイン：03-3264-5864）をお願いします。

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

令和2年8月25日（火）正午まで

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

仕 様 書

1 件名

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則の改正部分の英訳業務

2 業務内容

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則（平成25年最高裁判所規則第5号）の改正部分（全8条・2500字程度）の英語訳

3 成果物

(1) 成果物

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則の改正部分の英訳文（日英併記版及び英語版各1部）及び電子媒体（ワード形式及びテキスト形式で納めたCD-R等）各1組

(2) 成果物の書式等

別途最高裁判所が指定する形式に従うこと。

(3) 納入場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

(4) 納入期限

令和3年2月15日（月）まで

4 要件

(1) 翻訳は、翻訳者、第一校閲者、第二校閲者の3名以上で行い、これらの者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ア 翻訳者

(ア) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則を正確に読解できるだけの日本の法制度に対する知識を有していること。

(イ) 法律関係の英語について素養のある者であって、これまでに日本の法令の英訳の実績があること。

(ウ) 海外のデータベースを含む法情報にアクセスできるだけの基礎的なリーガルリサーチの技術を有していること。

イ 第一校閲者

(ア) 英語を母国語とすること。

(イ) 英語において、日本の法令の翻訳又は校閲の実績があること。

(ウ) 弁護士資格を取得している者、LL.M.又はJ.D.の課程を修了している者、又はそれと同等以上の能力を有する者（法律専門職、法律学研究者等）であること。

ウ 第二校閲者

日本の弁護士資格及びイギリス又はアメリカの弁護士資格若しくはLL.M.（法学修士）を取得しており、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に精通している者であること。

- (2) 定期的に、最高裁判所内において英訳条文に関する打合せを行うことが可能であり、かつ、打合せには、上記(1)の担当者のうち1名の出席が保証できること。
- (3) 上記(1)の条件について、最高裁判所が行う技術審査に合格すること。

5 仕様

- (1) 翻訳に当たっては、「日本法令外国語訳データベースシステム」(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)内の「辞書検索」によってダウンロードできる「標準対訳辞書(法令用語日英標準対訳辞書)」に準拠すること。
- (2) 高度な精度と利便性を持つ完成度の高いものとするため、逐語的な英語でなく、日本法上の用語について、定着した法解釈を前提とするとともに、これを英米法上の適切な用語に置き換えること。
- (3) 翻訳自体のみでは原文の正確な意味が伝わらないと考えられる場合や、その他翻訳の理解に資する参考情報がある場合には、脚注等に補足的な説明を記載し、翻訳を補完すること。

6 初稿

- (1) 初稿は、令和2年11月16日(月)までに提出すること。
- (2) 初稿の提出に当たっては、必ず上記4(1)に掲げる者による校正及び検討作業を実施し、「作業報告書」を作成し、初稿と併せて提出すること。

7 校閲及び再校正

- (1) 上記6の初稿の提出があった場合は、発注者においてこれを校閲することとする。
- (2) 校閲後の再校正は、受注者の再校正原稿の提出により行うものとする。
- (3) 再校正原稿の提出に当たっては、必ず上記4(1)に掲げる者による校正及び検討作業を実施し、「作業報告書」を作成し、再校正原稿と併せて提出すること。

8 特記事項

- (1) 受注者は、上記7の再校正が終了した場合は、発注者の検収を受け、これに基づく成果物を提出すること。
- (2) ドラフトの作成及び校正等のスケジュールについては、発注者と調整の上、速やかに工程表を作成、提出し、その遵守に努めること。
- (3) 入稿から校了に至るまでの過程で、原稿の差替え、追加及び修正等があった場合は、速やかに対応すること。これにより工程に遅れが生じた場合は、再度発注者と調整の上、工程表を作成し、その遵守に努めること。
- (4) 本業務の範囲で、第三者の産業財産権又はノウハウを実施、使用する場合は、受注者において、使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等にかかる一切の手続を行うこと。
- (5) 成果物に関連して発生した著作権については、著作権法27条及び同法28条に規定する権利を含め、すべて発注者に帰属するものとする。ただし、著作物の創作に關し使用した、受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、発注者に対し、発注者が成果物を使用するのに必要な範囲で著作権法に基づく利用(著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利)を無償で許諾するものとする。

- (6) 受注者は、発注者の書面による同意がなければ、成果物に関連して発生した著作権人格権を行使しないものとする。
- (7) 本作業に関連して受注者側に発生する連絡交通費，連絡用車両の損料，電話，郵便等の通信費については受注者の負担とし，別途，発注者に対し請求しないものとする。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項又は仕様について疑義が生じた場合には，発注者及び受注者双方が協議して決定するものとする。

技術審査要領

- 1 見積合わせ参加者の履行能力を審査するため、技術審査願（別添様式）及び別添様式記載の提出資料を提出してください。提出資料の書式は、任意とします。
- 2 技術審査願を提出した者（以下「提出者」という。）は、裁判所から技術審査願に関する説明を求められた場合には、提出者の負担において完全な説明をしなければなりません。
- 3 提出された内容に偽りあるいは誤解を招く表現があった場合は、不正競争防止法により処罰されることがあります。
- 4 提出方法等
 - (1) 提出先
〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係
 - (2) 提出部数
2部（正本1部・副本1部）
- 5 提出期限
令和2年9月1日（火）まで
- 6 その他
 - (1) 技術審査願の作成に要する費用は、提出者の負担とします。
 - (2) 支出負担行為担当官は、提出された資料等を当該審査以外に、提出者に無断で使用することはありません。
 - (3) 一度受領した資料等の取扱いは次のとおりとします。
 - ア 返却することはできません。
 - イ 差し換え及び再提出は認めません。
 - (4) 審査結果
審査結果は、令和2年9月18日（金）までに適宜の方法で通知します。

(別添様式)

令和 年 月 日提出

最高裁判所事務総局経理局長 殿

技 術 審 査 願

(提出者)

住 所

会社名

代表者氏名

印

下記 1 の入札に参加したいので、別添のとおり技術審査願を提出します。

記

1 件名

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則の改正部分の英訳業務

2 提出資料

翻訳者及び各校閲者の履歴書・職務経歴書

保有する資格名及び取得年月並びに以下の各実績を明記すること。

ア 翻訳者

日本の法令の英訳の実績

イ 第一校閲者

(ア) 英語における日本の法令の翻訳又は校閲の実績

(イ) 弁護士資格を取得していない者及び LL.M.又は J.D.の課程を修了していない者については、それと同等以上の能力を有することがわかる実績

ウ 第二校閲者

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に精通していることが分かる実績

エ 会社概要 (パンフレット等)

3 問い合わせ先 (連絡担当者の名刺を貼付)